

(平成26年度)

	法第12条の6の勧告	法第14条の3の処分		法第14条の6の処分		法第15条の3の処分	法第15条の2の7の処分		法第18条の報告徴収
		許可取消	事業停止	許可取消	事業停止	許可取消	改善命令	事業停止	
件数	0	2	2	0	0	1	4	0	32

	法第19条の立入検査			法第19条の3 改善命令	法第19条の5 措置命令	勧告(法第12条の6の勧告を除く)	告 発
	事業者	処分業者	公 共				
件数	275	624	2	3	0	10	0

(注)公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・公共用水道事業及び公共関与している法人を指す。